

## 農業用免税証交付申請の手続きについて

### 【対象となる軽油】

**農業を営む方が耕起、整地、栽培管理、収穫調整等のために使用する農業用機械（トラクター、コンバイン、田植機等）の動力源として使用される軽油**

○申請区分について

- 新規** 初めて申請する方  
前に免税軽油使用者証を返納し改めて免税軽油使用者となる方
- 更新** 今回の申請に係る免税証の有効期間が、使用者証の有効期限を超える方  
免税軽油使用者が経営移譲により変更となる場合  
共同使用者で、使用者が追加となる場合（減る場合は書換え申請）
- ※ **更新対象者で機械を追加又は買替えする場合は、8の書類を添付してください。**
- 継続機械変更** 今回の申請に係る免税証の有効期間が、使用者証の有効期限内の方  
機械を追加、削除又は買替えした方

番号	書類名	個人				共同				備考	
		新規	更新	継続	機械変更	新規	更新	継続	機械変更		
1	免税軽油使用者証		○	○	○					現在持っている「免税軽油使用者証」をご持参ください。	
2	免税軽油共同使用者証						○	○	○		
3	免税軽油使用者証交付申請書	○	○								
4	免税軽油使用者証共同交付申請書					○	○				
5	誓約書	○	○			○	○			新規で法人の場合は、法人と役員全員分	
6	証紙納付書	○	○			○	○			使用者証（免税証）交付時に、 <b>県証紙400円分</b> を貼付	
7	免税軽油使用者証書換え交付申請書				○					○	機械の追加・削除又は買替え時のみ
8	機械の購入（リース）契約書の写し又は販売（貸与・譲渡）証明書の原本	○	*		○	○	*			○	<b>機械を新たに購入又は借り入れた場合、農機具店等から証明を受けてください</b>
9	免税証交付申請書	○	○	○	○	○	○	○	○		
10	共同申請明細書					○	○	○	○	全員の住所・氏名（押印）、を記入	
11	農作業予定表	○	○	○	○	○	○	○	○		
12	耕作証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	各市町村の農業委員会から証明を受けてください	
13	農作業受委託契約書の写し又は受委託証明書の原本	*	*	*	*	*	*	*	*	*	<b>使用者以外の方の耕作地の農作業を受託している場合は、その方の耕作証明書とこの書類を提出してください</b>
14	免税証返納届出書		*	*	*		*	*	*		前回交付の免税証で余りがある場合
15	免税軽油の引取り等に係る報告書		○	○	○		○	○	○		
16	免税軽油の納品書又は販売証明書		○	○	○		○	○	○	免税軽油を購入したスタンドから受け取ったもの	
17	履歴事項全部証明書	○				○				法人のみ	
18	定款	○				○				法人のみ	
19	役員名簿（住所及び氏名）	*				*					*17に全役員の住所の記載がない場合

※ ○＝提出が必要な書類。＊＝条件に該当する場合に提出が必要な書類。

## 免税軽油使用者のみならず 必ずお読みください

○ 免税証は必ず有効期間内に使用してください。

有効期間外に購入した軽油は免税の対象にはなりません。

○ 使用者証に記載されていない機械には、免税軽油を使用できません。

機械を新たに購入したり、借り入れたりした場合は、使用者証の書換えをする必要がありますので、総合県税事務所の窓口にお越しください。

○ 農作業以外の用途には免税軽油を使用できません。

農作業以外の用途に使用される発電機等の機械は対象外となります。ただし、ビニールハウス等の倒壊を防ぐための除雪作業については、条件付きで対象となります。詳しくは下記連絡先までご連絡ください。

○ 免税軽油の納品書や販売証明書は大切に保管しておいてください。

免税軽油の引取り等に係る報告書の作成に必要となります。

○ 有効期間内に使用しなかった免税証は返納してください。また、紛失した場合は、直ちにご連絡ください。

○ 免税軽油を他人に譲渡するときは、あらかじめ県の承認を受けなければなりません。承認を受けずに譲渡をした者に対しては、罰則が適用される場合があります。

○ 免税証を他人に譲渡することは禁止されています。違反者に対しては、罰則が適用される場合があります。

◎ 「平成」と記載されている様式も、これまでどおり使用することができます。

※ 免税証の交付申請や免税軽油の取扱い等について、ご不明な点があるときは、秋田県総合県税事務所課税第二課までお問い合わせください。

※ インターネットからは、「秋田県 免税軽油」で検索してください。申請手続きについて案内しています。また、一部の様式をダウンロードできます。

【お問い合わせ先】

秋田県総合県税事務所 課税第二課

〒010-0951 秋田市山王四丁目1-2

TEL 018-860-3341

FAX 018-860-3333

「免税証交付申請書」（省令第16号の21様式）の記載例（農業用）

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;">                 受付印             </div> <p>令和 年 月 日</p> <p>(あて先) 秋田県総合県税事務所長</p>	※処理事項	審査	承認	交付	取扱者
	免税軽油の使用に係る事務所又は事業所所在地	① 秋田市山王〇丁目〇-〇			
	免税軽油使用者証の番号及び氏名（名称）印	② 農業			
	この申請に应答する係及び氏名並びに電話番号	③ 県税 太郎 秋田県 第④099999号 (電話 ⑤ 018-860-XXXX)			
免税証交付申請書					
機械、車両又は設備名（番号）	⑥ No. 1 <b>トラクター</b> No. 2 <b>コンバイン</b> No. No. No.				
所要数量合計	⑦1000	所要数量計算期間	⑧令和 〇〇年〇〇月〇〇日から 令和 〇〇年11月30日まで		
希望する販売業者名及び所在地	免税証の種類	枚数	数量	※処理事項	
(販売業者名) ※販売店名までご記入下さい。  ⑨ □□商店 △△給油所 (所在地)  秋田市山王×丁目×-×	⑩ 100	枚 5	500		
	50	枚 6	300		
	20	枚 6	120		
	10	枚 8	80		
処理事項		計	25	1000	
参	前回交付を受けた免税証	前回交付を受けた免税証のうち使用量			返納年月日
	⑪ 計算期間	⑫ 数量(ア)	⑬ 期間	⑭ 量(イ)	⑮ (ア)-(イ)
考	XX年4月2日から XX年11月30日まで	1000	XX年4月10日から XX年10月1日まで	900	100
	前回交付を受けた免税証に記載された販売業者以外の販売業者から免税軽油の引取りを行った場合の販売業者の氏名又は名称				数量

- ① 住所（法人の場合は、事務所所在地）を記入してください。
- ② 「農業」と記入してください。
- ③ 氏名（法人の場合は、法人名称及び代表者職氏名）を記入し、押印してください。
- ④ 使用者証番号を記入してください。
- ⑤ 自宅(法人の場合は事務所)、携帯電話等、**日中連絡のつきやすい電話番号**を記入してください。
- ⑥ 使用者証に記載されている機械を記入してください。
- ⑦ 今回申請の所要数量（希望数量）を記入してください。  
※算定の結果、希望数量分の免税証を交付できない場合があります。
- ⑧ 免税証の使用期間を記入してください。  
※農耕用の免税証は、使用期間（終期）は「11月30日」としてください。  
ただし、12月以降も農作業を実施する予定がある場合は、その終了予定日を記入してください。  
※**除雪用の免税証の交付は、12月1日以降になります。**
- ⑨ 免税軽油の希望購入先（販売業者）の名称及び住所を記入してください。
- ⑩ 交付を希望する免税証の券種とその枚数を記入してください。  
※免税証の券種：1000<sup>リットル</sup>券、500<sup>リットル</sup>券、200<sup>リットル</sup>券、100<sup>リットル</sup>券、50<sup>リットル</sup>券、20<sup>リットル</sup>券、18<sup>リットル</sup>券、10<sup>リットル</sup>券
- ⑪ 前回交付された免税証の有効期間を記入してください。
- ⑫ 前回交付された免税証の交付数量を記入してください。
- ⑬ 前回交付された免税証の使用期間（免税証の使用開始日と最終使用日）を記入してください。
- ⑭ 前回交付された免税証の使用数量を記入してください。
- ⑮ 前回交付された免税証の残数量を記入してください。残数量がある場合は、その免税証と免税証返納届出書の提出が必要になります。  
※この欄に記入した数量は、前回交付された免税証の返納数量と一致します。
- ⑯ 免税証返納届出書の提出日を記入してください。

「免税軽油の引取り等に係る報告書」（省令第16号の30様式）の記載例

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">                 受 付 印             </div>	免税軽油使用者の住所又は事務所若しくは事業所所在地	① 秋田市山王〇丁目〇-〇		
	免税軽油使用者の氏名又は名称	② 県税 太郎 ㊟		
(あて先) 秋田県総合県税事務所長	業種	③ 農業		
	免税軽油使用者証の番号	秋田県 第④099999号		
	この報告に対応する係及び氏名並びに電話番号	(電話 ⑤018-860-XXXX)		
免税軽油の引取り等に係る報告書				
報告対象期間	⑥ 令和XX年 4月 2日から令和XX年11月30日まで			
免税軽油の引取りに関する事実及びその数量 (引取りの事実 有・無)	免税軽油の引渡しを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称			
⑦ 引取年月日	⑧ 引取数量(㉞)	⑩ 種類	枚数	免税証の記号及び番号
XX. 4. 10	200	100 ㉞券	2	C9000001 ~ C9000002
[ ]	[ ]	秋田市山王 X-X-X □□商店△△給油所	[ ]	[ ]
XX. 5. 10	200	"	100 2	C9000003 ~ C9000004
[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]
XX. 6. 10	150	"	100 50 1 1	C9000005 ~ D9000001
[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]
XX. 9. 10	200	"	50 4	D9000002 ~ D9000005
[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]
XX. 10. 1	150	"	50 20 1 5	D9000006 ~ E9000005
[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]
対象期間の初日の前日における免税軽油の保有数量		(イ)	⑪	0 ㉞
報告対象期間に引取りを行った免税軽油の数量の合計		(㉞)	⑫	900 ㉞
報告対象期間に使用した免税軽油の数量の合計		(エ)	⑬	900 ㉞
報告対象期間における滅失等による免税軽油の欠減量		(オ)	⑭	0 ㉞
報告対象期間の末日における免税軽油の保有数量 (イ)+(㉞)-(エ)-(オ)		(カ)	⑮	0 ㉞

その数量(使用の事実有・無)及び免税軽油の使用に関する事実及び	⑯ 機械、車両又は備名(番号)	左記の機械、車両又は設備の使用地	免税軽油の使用数量(㉞)	稼働日数	稼働時間
	No. 1 トラクター	秋田市	650 ㉞	54 日	270 時間
	No. 2 コンバイン	秋田市	250	12	54
	No.				
	No.				
合 計			900		
報告対象期間の末日における免税証の保有状況	⑰ 種類	枚数	種類	枚数	
	20 ㉞券	1 枚	㉞券	枚	
	10	8			

- ① 住所(法人の場合は、事務所所在地)を記入してください。
- ② 氏名(法人の場合は、法人名称及び代表者職名)を記入してください。
- ③ 「農業」と記入してください。
- ④ 使用者証番号を記入してください。
- ⑤ 自宅(法人は事務所、携帯電話等、日中連絡のつきやすい電話番号)を記入してください。
- ⑥ 前回交付された免税証の有効期間を記入してください。
- ⑦ 免税軽油の引取年月日を記入してください。
- ⑧ ⑦の引取数量を記入してください。  
※⑧の合計は、⑫と一致します。
- ⑨ ⑦の購入先(販売業者)の住所及び名称を記入してください。
- ⑩ ⑦の免税軽油の引取りに使用した免税証の種類、枚数、記号番号を記入してください。
- ⑪ 前回報告時の免税軽油の残(保有)数量を記入してください。
- ⑫ 免税軽油の購入数量を記入してください。
- ⑬ 免税軽油の使用(消費)数量を記入してください。
- ⑭ 免税軽油を滅失(盗難等)した場合、その数量を記入してください。
- ⑮ 免税軽油の残(保有)数量を記入してください。
- ⑯ 使用者証に記載されている機械ごとの使用地(市町村名)、使用(消費)数量、稼働日数、稼働時間を記入してください。  
※使用(消費)数量の合計は、⑬と一致します。
- ⑰ 使用しなかった免税証がある場合は、その免税証の種類及び枚数を記入してください。また、免税証返納届出書による免税証の返納が必要になります。